



ご注意ください！ 市役所での申告 相談は事前の 予約が必要です

☆還付申告の事前申告は
2月8日(月)～15日(月)
午前9時～11時30分、午後1時～4時20分
本庁4階大会議室、各支所で受け付けます。
給与、年金所得のみの人で、還付を受けられる場
合はこの期間にお越しください。(要予約)

☆申告相談の受け付けは
2月16日(火)～3月15日(月)
午前9時～11時30分、午後1時～4時20分
本庁4階大会議室、各支所で受け付けます。(要予約)

問い合わせ	税務課市民税係 ☎ 53 - 2111 (内線 2141) または各支所地域振興課市民生活室	記事ID	0055172
-------	---	------	---------

②収入がないまたは、収入が遺族年
金などの非課税収入のみでも、市・
県民税申告が必要な人

- ・公営住宅への入居・子ども・扶養
の目的で学校などへ所得課税証明
書の提出が必要な人
- ・国民健康保険税や介護保険料、後
期高齢者医療保険料の算定に必要

■申告が必要な人

①市・県民税申告または所得税の確
定申告が必要な人

- ・営業、農業、不動産などの所得が
ある人。田畑を貸して米や現金を
もらっている人
- ・給与または年金の源泉徴収票の内
容に変更がある人および控除を追
加する人
- ・給与の年末調整を受けていない人
- ・給与、年金のほか所得がある人(内
職、外交員など)

2月8日(月)から申告相談の受
け付けが始まります。新型コロナウイルス
ナウシルス感染拡大予防のため、申告相談は事前予約制とな
ります。

来庁希望日の2日前までに予
約専用コールセンター(75・5
576)へお電話ください。詳
しくは、前号で配布されたお知
らせチラシをご覧ください。

■お願い

申告期間中は市役所、各支所の駐
車場が大変混雑します。公共交通機
関などで来庁されますようお願いし
ます。

国税庁HP「確定申告書等作成コー
ナ」e-taxで申告書を作成する
人は、市報むらかみ1月15日号8ペー
ジをご覧ください。

■市役所(本庁・各支所)で申
告する場合の注意事項

- ・青色申告の人、分離課税申告の人(土
地や家屋などの譲渡、株式の売買)、
先物取引、初めて住宅ローン控除
の適用を受けようとする人は村上
税務署で申告してください。市役
所本庁・各支所では受け付けでき
ません。
- ・収支内訳書(農業、営業、不動産)
の作成は必ず事前に行い、源泉徴
収票、各種証明書と併せて、当日
持参してください。
- ・各種集計された資料がない場合、
会場で作成していただき、再度お
待ちいただきますのでご了承ください。

な人、各種免除・各種助成を申請
する人、各種福祉サービスの利用
者や各種年金を受給している人ま
たは申請を予定している人

申告に必要なもの

- 確定申告のお知らせはがきまたは
申告書
- ※届いた人は必ずお持ちください
- マイナンバーカードまたはマイナ
ンバー通知カードと本人確認書類
(運転免許証や保険証)
- 印鑑(認印可)
- 通帳など振込先金融機関がわかるもの
所得税の還付申告の場合に必要です
- 給与や公的年金などの源泉徴収票
- 営業、農業、不動産所得の収支内訳書
- 国民健康保険税など保険料の支払
額がわかる書類
- 国民年金保険料などの控除証明書
- 生命保険料や地震保険料の支払証明書
- 障害者手帳や障害者控除対象者認定書
- 医療費の明細書
- 寄附金の領収書や証明書
- 2年目以降の住宅借入金等特別控
除を受ける人は、借入金年末残高
証明書、給与所得者の住宅借入金
等特別控除申告書

※市報むらかみ1月15日号挟み込み
の申告受付のお知らせチラシ(A
3)に記載している神林支所の申
告会場が「神林支所3階第4・5
会議室」に変更となりました